

社会的公正の分析視点

－経済問題の配置図と現代市場経済社会の構造・循環図について－

塚 田 広 人

要旨

John Rawlsの1971年の『正義論』以後、社会科学の分野において社会的公正Social Justiceの問題の議論は再び活発に行われるようになった。とくに近年、グローバル化に伴う先進諸国での生産・雇用構造の急変が貧富の格差を拡大しているのではないかと懸念が広がっているように見える。しかし、この問題の扱いは難しく、実はいまだにそもそも社会的公正とは何かについては十分明らかになっていないように思われる。こうした状況の中で本稿はこの問題の分析視点・分析枠組みについて考察し、その上で若干の問題を考察する。

ロールズは、社会契約論に立脚しつつ、これを功利主義の考え方と対比させながら、現代社会を成立せしめるための最も基本的な協力原理を見つけようとする。それは現代社会における分配問題の焦点を明示するものであったと考えられる。そこで彼は無知のヴェールveil of ignoranceと言うルール構成方法を提案し、これを公正としての正義Justice as Fairnessと名付けた。しかし実際には現代の人間はその想定非現実性と「二つの基礎的安心装置」の存在から、この合意形成方法をとらず、具体的に私益と他益を意識しながら分配ルールを作る方法、すなわち〈現代的な公正〉としての正義Justice as Modern Fairnessの方法を選ぶと考えられる。

その時のルール構成に向けた思考は「市場経済社会における経済問題の配置：鳥瞰図」と「市場経済社会の構造・循環図」の二つの分析枠組みに沿って行われると考えられる。前者では経済社会の基本的協力行動を資源分配→労働分配→成果分配の三つととらえ、それぞれに公正性、効率性、公正性・慈恵性の行動基準が対応していると考えられ、後者では公正性の問題は自然資源、教育、生産物の分配場面に、慈恵性の問題は生産物の再分配の場面に存在するととらえられる。

Abstract

Since John Rawls's "A Theory of Justice" in 1971, the topic of social justice has been much discussed. In recent years it is said that globalization might have broadened the income gap. To answer and solve this question we must first answer what social justice itself means today. This paper considers the analytical viewpoint and analytical framework of social justice today. Rawls set distribution as the main question there and proposed a unique method of veil of ignorance to reach the answer. And I argue here that we do not follow this way of making consent and instead choose to make it by paying attention to self and other people's actual interest based on "two basic security apparatuses" that exist today. Such a way of constructing the rule can be called Justice as Modern Fairness which consists of two analytical frameworks, "Configuration of economic problems in a market society" and "Structure and Circulation of Market Economy Society".

JEL分類コード：D（ミクロ経済学），K（法と経済学），P（経済システム）

Key Words：社会的公正，分析枠組み，効率性，公正性，慈恵性

目次

- 第1節 問題の所在
- 第2節 ロールズの分析枠組み：「公正としての正義」の検討
- 第3節 新しい分析枠組みの考察（1）経済社会・市場経済社会における経済問題の配置図
- 第4節 新しい分析枠組みの考察（2）現代市場経済社会の構造・循環図
- 第5節 結論

第1節 問題の所在

本稿では、社会的公正という言葉の意味を、当該社会で正しいこととして法によって、あるいは強力な慣習によって認められており、ほとんどの人がそれを守っているルール、あるいは同義であるがこうしたルールが守られている状態と定義する¹⁾。本稿は社会的公正の分析視点に関して、まずJ.ローレンズの社会的公正の理論、すなわち彼が考えるその問題場面と考察方法、そして考察結果からなる彼の理論の枠組みについて若干の考察を行い、その後で私案として社会的公正という問題に対する分析視点を提示する。

人間の社会的活動、またその一部としての経済活動において、社会構成員が合意して社会的に公正な行動規範を作り、それに従うことは、社会が成立し、運営されるために第一に必要な行動である。ところで社会的に公正な行動規範は時代とともに変化してきたと考えられる。たとえば奴隷制度は正しいルールか、封建的な土地所有制度は正しいルールか、といった問題に対し、その制度が行われていた当時の社会の人間はこれを正しいと考え、現在の人間はこれを正しくないと考えるのであろう。奴隷制の重要な特徴は、行動の自由がある人間には広く、ある人間（奴隷）には狭く与えられていることである。ここで行動の自由は当該社会の人々が全体として決めるものであり、そのものはそれを持つものに対して大きな便益を、したがって満足を与えるものであり、それゆえ人はそれをできるだけ多く持ちたいと思う。これを社会がその価値と分配方法を定める、作り出す重要な、基本的な財という意味で基本的社会財（後述）と表現できる。歴史を振り返ればこの財の分配方法は奴隷制社会のようにその社会を作っている複数集団間で大きな格差をもって分配される状態から万人に平等に分配される状態へと変わってきた。この意味である「よいもの」の分配方法、すなわち社会的公正の問題の考察に当たってはこのような歴史的な視点、すなわちある分配方法はなぜある時期に正しいとされ、他の時期にそうでないとされたのか、も留意されるべき

1) 筆者は公正性とはあるルールが社会的に合意され、実行されている状態であると、また、その形成過程の本質は集団間の力関係、力の均衡にあると理解している。(塚田(2009), p.59.)

であろう。

ところで、「誰が何を受け取ることが正しいのか」という問題は、上の奴隷制の問題にあるように、誰が何を受け取るのが正しいとくその社会が考えているかという問題である。ここでその社会が考えるという場合、考える主体はその社会の意思決定者である。かつてはそれは武力を持った少数者である時代があった。現在ではそれは平等な国民の中の多数者である場合がほとんどである。従ってそうした国における社会的公正の問題、すなわち上のような行動の自由をはじめとする基本的社会財の公正な分配とは何かに対する答とは、こうした多数者である国民がそれぞれの場合、時点に出す答えであるということになる。その際このような答は個々の問題場面においてそのつど全国民の選択投票で決めることができるが、通常そのためには手間がかかりすぎることと、あるいは朝令暮改が生じてかえって社会が不安定化する恐れがある等の理由から、ある限られた人数の代表をまず選び、彼らが国民全体を代表して決定するという方法(代表による決定)が広くとられている。

現実の社会的公正の問題はこうして日々の政治の場面で解答を与えられていくのであるが、この問題自体がそもそも全体としてどのようなものなのか、すなわちそれはどのような問題を扱うものであり、誰がどのような基準で扱うものであり、どのような条件の下で答を考え、選択すべきものなのか、といった問題自体の枠組みに関する理解は、たとえば上の奴隷制や土地所有といった問題の扱い方、回答の仕方の歴史的変遷を見ても、必ずしも明確ではないと思われる。原理的には、社会的公正の問題は人間がいかに行動すべきかという行動選択の分野の問題である。人間が行動を選択する際にはその時点における時間的、空間的な広がりの中で自ら持つ諸目標を理解し、優先順位をつけ、またそれらの諸目標に対応する諸手段を理解し、それらが諸目的に対してもつ効率性を順序付ける、といった非常に多くの作業、問題の考察が必要となる。そして社会的公正の問題は人間の行動選択において、他者との間で限られた量の何かを分配しようとするときに登場する問題である。たとえば上にふれた奴隷制においては自由の分配が、近年の日本でしば

しばしば議論される所得分配や教育機会の分配においてはまさに所得と機会という希少財の分配が問題となる。そのとき、たとえば所得分配においてジニ係数が拡大する傾向にあるという事実や親の所得と子供の進学率が正の相関関係にあるらしいという事実が指摘されたとき、そのようなある財の分配状況にかなりの差があると言うだけではそれは社会的公正の問題とは呼べないだろう。それが社会的公正という視点から見て問題があるというためにはある状態が「なぜ」問題なのかを説明できることが必要である。しかし、このようなある財の分配状況の差がそもそもなぜ問題なのかに答えることは容易ではない。こうして、上に見た意思決定場面における国民の代表者と、その代表者たちを選ぶ国民自身の、この分配問題に関する理解状況を明晰化することが、社会的公正に関連する学問分野の第一の任務であると言えよう。

本稿は、以下、この社会的公正の問題の存在状況、それがいかなる場面に存在するかを考察したいと考える。そこでは現代の社会における人間の誕生から死亡までの間の、生育、労働、老後という分配に関わる各場面でどのような公正の問題が登場するかに焦点を当てる。すなわち本稿で社会的公正の分析視点を明らかにするという場合、それは社会的公正の問題場면을考察することを意味するものである。

なお、こうした問題場면을考察する際には、この問題の特性が考察それ自体に対してある種の特徴を与えるであろうことに留意すべきであろう。社会的公正という問題は人間の行動ルールに関わる問題であり、行動ルールは人間が社会的行為を行う中で能動的、主体的に作り出すものである。それゆえ、どのようなルールが選ばれるかは、その作成者となる当事者一人一人の存在状況、ルールの対象となるべき行動の範囲、彼らの考察過程、そして到達される合意内容のすべてが考察の対象となる。こうした膨大な数の人々の多様な考察内容を対象として、そこから共通の合意内容を探る作業がここでの考察の内容となるがゆえに、それは無数と言ってもよいほどの各人の状況を個別具体性においてではなく、それらの持つおおまかな共通性に注目して考察せざるをえない。したがってその意味でそれは抽象性の高い問題とならざ

るをえないであろう。アリストテレスはかつて、われわれは「事物のそれぞれの階層性のある事柄に対して、その問題が許容しうる限りでの正確さを求める」ことで満足しなければならないと述べた²⁾が、社会的公正の問題は、人間が考察する事物の中では相当程度、抽象性の高い事柄に属すると考えられる。それゆえわれわれはおそらくこの問題を議論する際には、「真実を大まかに、そして概略として述べること」から始めなければならないと言えよう³⁾。ゆえに本稿はこうした抽象性に留意しつつ、社会それ自体を概略的に俯瞰するものとなる。一般にどのような問題もその考察のためにはまずもって大まかな概略としての全体の見取り図をもつことはその考察に役立つであろうが、本稿が対象とする社会的公正の問題においてはとくに、いまだこうした概略的整理という課題も十分になされているとは言えないと思われる。この意味で本稿の以下の議論はこの概略的な課題の整理の一助となることを期待したい。

さて、本論題に関して近年の議論を少し振り返ろう。まず、日本経済政策学会の2015年の全国大会のテーマは「現代の経済政策学と社会的公正」であり、その趣意書には、社会的公正から見て容認すべき格差、あるいは容認しがたい格差とは何か、という趣旨の表現がある⁴⁾。ここでは格差という用語

-
- 2) "We must be content, then, in speaking of such subjects and with such premises to indicate the truth roughly and in outline, and in speaking about things which are only for the most part true and with premises of the same kind to reach conclusions that are no better. In the same spirit, therefore, should each type of statement be received; for it is the mark of an educated man to look for precision in each class of things just so far as the nature of the subject admits: it is evidently equally foolish to accept probable reasoning from a mathematician and to demand from a rhetorician scientific proofs." (Aristotle, *Nicomachean Ethics*, 350 B.C.E., translated by W. D. Ross, <http://classics.mit.edu/Aristotle/nicomachaen.1.i.html>)
- 3) Ibid. こうした抽象性が高いと思われる事柄も、将来は、人間の行動動機、判断基準等を可視化できるような研究方法が登場するならば、その意味で「具体的に」とり扱うことができるようになるかもしれない。ただしそれまではこの方法に近似する努力として、動物に対する、また人間に対する種々の実験を行うことでこうした現象の実態に近づこうとする努力は可能である。行動経済学はそのような試みの一つであろう。
- 4) 「現代の経済政策学は現代経済学の論理の上に構築されており、その現代経済学の論理は近代経済学が展開してきた価格メカニズムの有効性を受容することによって成立している。そして、この価格メカニズムはその価値論において限界効用価値説の有効性

が注目されているが、同時にその前後では公平や平等といった用語も使われている。同学会ではかつて1979年の全国大会の共通論題で効率と公正の問題が取り上げられ、その中で塩野谷祐一氏が「政策基準としての効率と公正」について報告を行なった。そこでもふれられたが20世紀後半において社会科学の分野で正義、また公正の問題の位置付け、重要性和その考察視点を深く議論した一人がジョン・ロールズであった。彼がそこで対象とした社会的公正の問題への関心は主に一国内のそれを対象としたものであった。彼の主著である『正義論』が公刊されてから半世紀余りを経たが、とくにここ2、30年ほどにおいてはこの間の世界経済の急速なグローバル化に伴い、先進諸国での生産・雇用構造の急変と貧富の格差の拡大、また戦後これらの国々が作り上げてきた福祉国家体制の動揺が生まれており、社会的公正の問題は国内外で広がりを見せているように見える⁵⁾。しかし、現在、われわれがいまだに、社会的公正の中心問題の一つであろう格差という問題に対しても、そもそも「何が容認できる、あるいはできない格差なのか」といった基本問題をあらためて提起せねばならない状況を見るとき、こうしたロールズ、塩野谷氏らの提起した社会的公正の問題に関する研究はその後現在に至るまで、少なくとも経済場面における政策基準の議論として重要な役割を果たせるようになるほどには十分に進んでいるとは言えない状況にあると思われる⁶⁾。

にその論理の基礎をおいている。…この効用価値論に基づけば、最も効用の高い部門や人材等に最も高い価値を置き、最も大きい配分を行うことが正当であるとしている。その結果、ある場合には社会的公正という観点から見ると容認しがたい格差が必然的に生じ、そうした格差は社会的に見て容認すべき公正なものであるのかという論争を生みだしている。」(<http://www.jepa2015.com/>大会趣意書/。2015年2月27日閲覧。)

- 5) 1990年代半ばまでのこの状況についてはTsukada (2002) Chapter 2参照。2015年初頭の日本では、より長期の視点から所得と富の格差を扱ったT. ピケティの『21世紀の資本』が大きな関心を持たれていることも、こうした懸念が広がっていることの傍証と言えるかもしれない。
- 6) また、1994年の全国大会では、加藤寛孝氏は、人間は本来自愛心とともに博愛心を持ち、その表れが慈恵であるが、自由経済体制の原動力としての自愛心は利己主義のみを促進するので、慈恵の美德を社会にもたらしするためには道德教育の強化が必要であると論じた。(『自由経済社会の倫理的基礎—スミスとハイエクに即して』、日本経済政策学会『日本の社会経済システム(続)』1995、勁草書房、「自由経済社会の倫理的基礎」、創価大学『比較文化研究』第11巻、1994年3月。)しかしこうした氏の問題提起に沿って考察を深化させる作業は、その後20年余を経た今でもまだ十分に行われているとは言えないと言えよう。

本稿は社会的公正に関する議論の状況をこのようにとらえ、今後この議論を一層進展させるための一つの手掛かりを得る試みとしてこの問題の問題面と分析視点についてロールズの所説について考察したあと、私案としての分析枠組み・分析視点を提示する。

第2節 ロールズの分析枠組み：公正としての正義の検討

ここではまず、ロールズに示される社会的公正の構想⁷⁾を考察する。彼の理論においては、社会的公正の問題とは人間が社会的協力関係を作るのに必要な正義の原理・ルールを考察するものであり、その必要性、その課題、その作成方法、作成結果を考察するものとしてとらえられている。そこで彼の考察の方法は、まず、多数者の利益を優先するという意味で現実社会で大きな影響力を持つ功利主義の考え方をとりあげ、これに対して、それでも各人には多数者の利益といえども侵すことのできない何らかの不可侵性があるはずだとの、これも社会に存在すると思われる直観的信念に注目し、後者の信念が正しいとした時、それはどのような根拠を持ちうるかを、社会契約論を手掛かりに、考察するものであった⁸⁾。

彼の考えの検討に進む前に、彼の問題意識をよりよく考察するために、彼が批判対象とした功利主義についても若干ふれておこう。ロールズの正義理論の構想に深く関わっていると思われるアメリカ独立宣言の次の個所では、最大多数の最大幸福を優先すべしという功利主義の原理は採られていない。“We hold these truths to be self-evident, that all men are created equal, that they are endowed by their Creator with certain unalienable Rights, that among these are Life, Liberty and the pursuit of Happiness.--that to secure these rights, Governments are instituted among Men, deriving their just powers from the consent of the governed, --that whenever any Form of Government becomes destructive of these ends, it is the Right of the

7) 本稿での議論は主に *A Theory of Justice*, 1971 and revised edition, 1999に示されたそれを指す。なお他に *Political Liberalism*, 1993の一部も参考にしている。

8) Rawls, 1999, p.3.

People to alter or to abolish it, and to institute new Government, …”⁹⁾ このようにここでは人間は幸福追求の権利という点で平等に作られており、政府はそのために彼らが作り出す手段である、あるいは手段にすぎないこと、それゆえその手段が目的に反するときはそれを作り替える権利・義務があることが述べられている。ここに示されたのは当時の独立前のアメリカ植民地の人口が本国イギリスよりも少ない状況下で、少数者としての植民地の人口の苦しみの上に多数者としての本国の人口が大きな快楽を享受することは受け入れられないという考えであった。これはある種の権利、特に生命、自由、幸福追求の権利は、たとえ少数者のそれであっても「それを上回る多数者の幸福」によって優先されるべきものではなく、そのような事態が起きたときには、被抑圧者もまた抑圧者と同等に幸福になる権利・義務を神から与えられているという根拠によって¹⁰⁾、彼らはそれに抵抗する権利がある、というものであった。これはまさにロールズのいう「多数者の利益といえども侵すことのできない（少数者側の）不可侵性」の例であろう。

ロールズは功利主義をシジウィックにしたがって、社会構成員の満足の純残高を最大化する社会が正しいとする考え方であるとして説明した（Rawls (1999), p.20)。しかしこのような功利主義の解釈については少し注意が必要であろう。J.ベンサムはその功利主義の議論（1789）において、少数の封建的支配者と多数の国民の利害が対立する状態を例に挙げ、前者が後者を抑圧する場面においては、後者が武力をもってそれに抵抗し、それを覆すことを「最大多数の最大幸福」の原理にかなうことであると考えた。そもそも彼によれば人間は快楽と苦痛という二人の主権者によって動かされている（邦訳（1967）, p.81）。この考えによれば、少数者であれ多数者であれ、人間は誰でも耐えられない苦痛に対しては抵抗する存在である。そのときその行為自体を人間以外の何かの基準、例えば神によって正しいとか正しくないと評価

9) http://www.archives.gov/exhibits/charters/declaration_transcript.html。

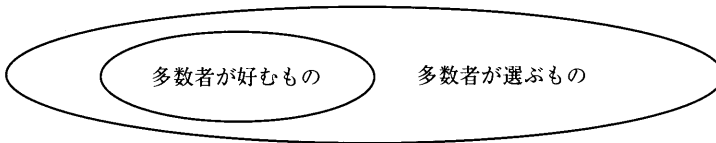
10) こうした彼らの主張の正しさの最終的な根拠は神に求めていると言えようが、こうした主張を神に求めることそれ自体の正当性を彼らに感じさせたのは対本国との関係の者、苦しみの経験からであったと言えよう。

することは無意味である。つまり、彼における功利の原理とは快樂と苦痛が人間の行動原理であると考えられるものである。すなわち、人間の行動を、こうすべし、という視点からではなく、その出発点においては人間はこう行動するものである、と述べるものである。こうして、ベンサムが述べた功利主義とは多数者の幸福の純残高を最大化する政策はその多数者によって支持されるという事実、人間の行動の法則性を述べたものであると理解すべきであろう。人間は自分の幸福を増やすものは好むのであり、ゆえに民主社会では多数者が好む政策は多数者に支持され、よって継続する。功利主義の主張の本質はここにあると考えられる。このように多数者が社会の在り方を決定するという法則性が存在するという理解がベンサムの考える功利主義の内容であると考えられる。しかしこの法則性は引力の法則のようにいつも必ず実現するものではなく、その実現のためには人間社会に特有の他の条件を必要とする。それは多数者が自らの置かれた格差状態を見て、その不当性とその是正を要求することの正当性を自覚すること、そして支配的な少数者集団の武力に勝る武力をもつことである。ここで力とは武力の場合が多いであろうが、また呪術等による精神的な支配力による場合もありうる。これらの条件がそろったときに多数者の好みは社会において実現することは市民革命によって証明された。

しかし、社会現象におけるこのような法則性を述べるものとして功利主義を理解するとしても、その内容を「多数者の好みは（ある条件が加わったときに）多数者によって選択される」という理解から離れて「多数者が選択するもの、政策は多数者の好みである」という命題であると理解するならば、それは少なくともベンサムの考えとは異なったものとなる¹¹⁾。前者と後者は異なった内容を意味している。包含関係でいえば、多数者が好むものの集合は、多数者が選ぶものの集合に含まれる。つまり多数者が選ぶものの中には多数者が好まないものも含まれ得る。それは多数者が自分がその選択肢を好むか否かが分からない場合である。現実の選択過程では有権者はよくわから

11) 塚田 (2009), pp.66-67にも関連した議論がある。

ないことに対しても賛否を示すことができる。提案されたことに対して多数決により選択が行われれば、それはその社会の決定事項となるが、後から見ればその結果は多数者が好むものではなかったということは起こりうる。ベンサムが考えた功利主義を現実の社会に適用するためにはこの「無理解に基づく多数決」という問題が生じないように注意することも重要であろう。そのためには問われる選択問題に対する社会構成員の理解力と、それを育てるための教育が非常に重要となる。



人間の行動原理をこうしたベンサム的な功利主義の視点から考えたとき、もう一つ注意すべきことがある。それは多数者の好みと少数者の好みの対立の問題である。上では多数者の好み为社会において実現することは傾向的な法則的な事実であると考えた。ベンサムの功利主義は人間社会（正確には市民社会以後の社会）では多数者の利益になることが実現する＝そのとき少数者の不利益になることが実現する場合がある、という法則性を述べるものである。それはしかしそこにはいつも自分の好みを否定される少数者がいることを、すなわち人間社会では多数者と少数者の対立が不可避であることを意味している¹²⁾。そこで決定は少数者にとって強制力をもつものとなる。そのときその不利益が少数者にとって大きすぎるものであるならば、少数者はそれに対して抵抗せざるをえない。ベンサムの功利主義はこの意味で「少数者の抵抗の権利・正しさ」も認めるものである。それはベンサムが言うように快樂と苦痛が人間にとっての二大主権者であるからである。人間は誰でも自らの幸福を追求する権利を時つというアメリカ独立宣言に示される考えも

12) しかし、何万年前はともかく、現在では人間は、その到達した高い生産力という余裕のもとでは、少数者に対する残酷な否定までは望まない状態にあると言えるのではないか。

このことを示すものである。この独立戦争は少数者であってもそれに対抗して戦うことがありえ、またそれに勝利することもありうることを示した。

このことから、二つ以上の集団からなる社会において、多数者集団が自らの利益のために少数者集団に不利益を与えることは、それがある限度を超えるると少数者集団からの武力を伴った抵抗を生み、多数者集団にとって大きな損害、不利益をもたらすことがありうるので、多数者集団側が自らの利益のみの視点に立っても、そのような大きな不利益を避けるためにはこのような多数者の利益と少数者の不利益の状態が少数者集団の反撃を生まない程度に抑えなければならない、という事態が生じうると言える。人間の行動原理をこのように理解するとき、複数の集団からなる社会を安定的に維持するために重要になるのは自分と他の集団の構成員の快樂と苦痛を知る力である。ベンサムも言うように快樂と苦痛には様々な種類があり、またそれぞれの強さ、継続性等も様々であろう。それゆえ自らの、また他集団の構成員のこうした快樂、苦痛を推量することはしばしば難しい作業となろうが、それなしには安定的な社会をつくることはできないであろう。

ここからロールズの検討に戻ろう¹³⁾。彼は功利主義は現実の社会で大きな影響力を持っているがそれが多数者の福利のために少数者の犠牲も認めるものである点に疑問を持ち、多数者の福利によっても否定できない個々人の権利が存在するのではないかとの仮説のもとにそれを支持する理論を構築しようとした。上の「功利主義、ベンサム、快樂と苦痛の二大主権者」という文脈でいえば、それは多数者の利益と少数者の利益が対立する場合で、少数者に限度以上の犠牲を強いる場合には少数者は多数者に武力をもって反抗するのであり、それにより当該社会が不安定化、分裂、崩壊しうるという可能性、危険性があることに対して、まず、社会づくりの第一段階において、こうした状態を引き起こさないような、すなわち少数者に過酷でない範囲に社会構成員の、従ってまた多数者集団の行動を抑えることができる枠組みを作ることができないか、を問うたものであった。それは功利主義の内包する危

13) Rawls (1993), Part I, Chap.1, section 1-4.

険性を防ぎ、現代の民主的な市民社会において、国家単位の間人集団における協力関係を成立せしめるための最も基礎的、基盤的、初発的な協力原理、協力の枠組みを見つけようとするものであったと言える。

このような基礎的枠組みの必要性は、上のような功利主義の検討からも明らかであると思われるが、ロールズは一見、これとは異なった接近によって、このような協力原理の必要性を述べる。すなわち、人間は孤立するよりも協力するほうが効率的に生産できるので生産場面での協力関係として社会を成立させたいと望む。しかし、協力の成果の分配場面においては各人がそこからできるだけ多くを得ようと望むのでそこで対立が生じうる、よって、この成果分配場面で各人が納得いく分配方法を見つけ出すことが問題の中心となる。この生産における協力の志向と分配における対立の志向をいかに調整・統合するかが人間社会の成立・存廃を決定する重要な問題であり、この分配方法の問題にいかにか答えるかが社会的公正の問題の核心である。ロールズのこの理解は人間行動の普遍的な特徴としての、生産場面での効率性から社会形成への志向を、成果分配の対立から社会的公正性への志向を説明するものである。

しかし、これは上の「二大主権者」論に基づくベンサム的功利主義、すなわち少数者の抵抗権の正当性をも認めうるそれと大枠では異なるものではない。ロールズはここで生産場面での効率性と成果分配場面での対立性に注目した。それはベンサムによっても求められる「多数者にも少数者にも過酷でない」行動ルールを見つけ出そうとする際の問題の重要な焦点を明確にするものであり、その意味での大きな貢献をなすものである。しかしそれは上に見たように、功利主義と対立するものというよりは、人間の行動はいわゆる功利主義（「最大多数の最大幸福」）の形を取ることとあれば、少数者側からの抵抗の形を取ることとありうることを示すものである。そして彼の最大の貢献は、こうした可能性を持つ人間が衝突ではなく協力関係を作るために必要なルールは何であるのかを相当程度説得的に考察したこと、つまり、自由で平等な時代においては何をどのように分けたらよいのかという、まさに問

題の中心部分の考察を開始したことであった。

彼はその際、分配すべきもの、社会的協力によって作りだされるさまざまなよいもの (goods) のうちでまずその分配ルールを見つけ出す財を基本的社会財 (primary social goods) に絞る。これは各人が社会をつくるにあたって最も重視すると思われるものであり、それは大まかにいえば自由と富の二つであるとする。すなわちここでは分配されるべき成果として、直接の生産物としての富だけではなく、社会が作り出す安全、自由といったものも想定している。そしてこれらを分配する最適な方法、ルールの発見を試みる。彼は、まず登場人物について、現代の市民社会で広く合意されている人間の基本的特徴として、自由で平等で通常の判断力、論理的思考力を持った人を想定する。ところで人間は私益を他者の利益より重視するので、その動機をそのまま前提すると誰もが自分の取り分を最大化させるルールを成立させようとするので分配ルールにおける合意は成立しなくなる、しかし、人間は結果として社会が成立しないことでこうむる不利益よりなんとか成立させることで得る利益の方が大きいと考え、各人が私益を優先させない方法を考え出そうとする、そしてそれには自分の私益を忘れる、あるいは知ることができないという仮想的な前提を置くしかないという結論に至るとロールズは考えた。自己の特徴を不可知とする「無知のヴェール」(veil of ignorance) という発想がそれである。その状態で選択・考案される原理は誰の利益にも偏ることができないがゆえに不偏で公平 (fair) なものと見なされる。こうして、彼はこのような方法で作られざる正義の原理は、その作り出され方が公正であるという特徴をもつがゆえに皆に受け入れられると考えた。、このような自己の特徴が分からない状態においては各人は誰もが「自己を知らないもて自己の取り分を最大化できる分配原理」は何かを推論することになり、その結果、自由と富について、前者については平等分配、後者についてはそれが最も恵まれない人の取り分を最大化するという条件付きでの差のある分配 (difference principle : 格差分配)、かつ前者のルールは後者に優先するというルール・行動原理を選ぶ、と考えた。そこで考えだされる分

配原理としての正義とそれを作り出す方法を公正としての正義, Justice as Fairnessと名付けた。

ロールズがこう考えるときに対象として想定した社会は彼が生きた20世紀の前半と中盤の工業化が進んだ市民社会, 先進資本主義諸国であったと言つてよいであろう。しかし, 筆者は工業化が進んだ市民社会で20世紀後半以降に生きる人間は, 次の理由から, もはやこのような無知のヴェールという仮想的な合意形成方法を必要とせず, 自らの現実の具体的な状況, すなわち自己が誰であり, どのような特徴をもっているかを知った上で共通の分配ルールに合意することができると思える。それは, 第一に, 現在こうした国々では参政権の平等と最低生活保障(ここではこれを二つの基礎的安心装置と呼ぶ)が実現しており, 後者については, こうした国々では低所得ゆえの生活の危機は, 生活保護, 公的な医療・年金, また介護保険等によって大きく緩和されている。このような社会発展の段階では, そこで仮に多数者に有利な, そして自らに不利なルールが成立しても, 二つの基礎的安心装置がある限りは, それによって失う不利益は耐えられる範囲内であると考え, ただちに社会から離反する, 社会に反抗することはせず, 次のルール作成・変更時に期待を託し, それを受け入れる行動を選ぶであろうと考えられるからである¹⁴⁾。こうして, 現代では各人が具体的に自己の利益を意識しながら自己に有利な分配ルールを主張し合うという, 無知のヴェールなしのルール作成行動を行ったとしても分配ルールへの合意は成立し得るであろう。そもそも自己の特徴を不可知とするという状況に自分をおくという作業は非常に難しい。しかしそれでもそれをせざるをえないと当事者が考えるのは, そうしなければ社会が成立しなくなるという, それによって発生する損失が非常に大きいという条件があるからであった。①しかし, そもそも無知のヴェールという仮想状態に自らを置くことは人間のどのような発展段階においても

14) ただし現実の社会を見ると, これは人口の99.9%といった大多数の人々に当てはまることであっても, こうした安全装置からこぼれおちる人が出てしまう可能性は残り, そうしたすでに耐忍限度を超えたごく少数の人々が暴発的に自爆的行動に出る可能性は否定できない。

非常に難しいであろう。また②20世紀後半以降の上のような基礎的安心装置が成立している状況では、その不利益は耐えられる範囲内にあるので、そもそもこのような仮想状態は不要となろう。こうして、二つの安心装置の存在のもとでは、もはや無知のヴェールに頼ることなしに、各人がもつ私益理解に基づいた分配ルールを提案し合い、その上で自由で平等な立場で相互が合意する決定方法、たとえば多数決ルールによって成果分配を決定することが選択されるであろう。また、それが実際に現在こうした国々で行われていることであり、それは社会の分裂といった危機を生んではない¹⁵⁾。このような合意形成方法をここでは「現代的な公正としての正義」Justice as Modern Fairnessと呼ぶことができよう。そこではもはやロールズの考える無知のヴェールは必要ではない。二つの基礎的安心装置のもとでは、必要なのは私益の認識に基づく具体的な要求の提示と、そこからの、参加者・ルール決定主体による、自由で平等な立場における選択のみであると言えよう¹⁶⁾。

こうして、「現代的な公正としての正義」の考え方においては、社会的公正の問題では、二つの基礎的安心装置の上での具体的な利害対立の過程、場面が考察の対象となる¹⁷⁾。よって、そこではまず社会的公正に関わる現実の利害対立の諸問題とはそもそもどのような場面に存在するのかが問題とな

- 15) とはいえ、そうした問題につながる芽がないわけではない。たとえば日本の米軍基地の分配問題においては、ある特定の県が過剰な負担を与えられているとの議論が大きくなっており、それは同県分離・独立といった可能性させ語られるに至っていることはその一例と言えよう。
- 16) では少なくとも市民社会の成立期以降こうした基礎的安心装置ができるまでの段階においては無知のヴェールが必要であったかといえ、現実の歴史過程はそうではなく、ヴェールなしの具体的な私益の提示し合いの中で、多数者の私益に基づく判断がこれを実現してきたと言えよう。とは言え、無知のヴェールの想定が今後も有用ではないと言うわけではない。今後ある社会が崩壊し、新たな社会づくりが試みられるとき、無知のヴェールを想定することが不可避となる条件がある場合には、これまでの具体的な私益間の闘争の結果として形成されてきたこうした基礎的安心装置が、そうした思考実験的方法によって形成される可能性はあるだろう。
- 17) T. ビケティが社会的権利や格差の問題に関し、その内容はいかにあるべきかという問いに対して、「これに答える唯一の方法は、民主的な熟議と政治的な対決だ」と述べるとき、それはこうした具体的な利害認識に基づくそれを意味していると考えてよいであろう。(邦訳, p.500。)

る。先述のように、一般に問題の状況、問題の場面を明らかにすることはいかなる問題の考察においてもまず初めに必要なことであるが、社会的公正の問題においてはこのような問題場面は大きくは次の二つの基本的枠組みによって示すことができると考えられる。一つは「経済社会・市場経済社会における経済問題の配置：鳥瞰図」という枠組みに示すもので、これは人間社会一般の経済問題と、その一形態としての市場経済社会の基本的経済問題を概観する中で社会的公正の問題場面・位置付けを理解しようとするものである。もう一つは現代の市場経済社会にさらに焦点を絞った「現代市場経済社会の構造・循環図」に示すものであり¹⁸⁾、これは市場経済社会の近年の構造と循環に注目することで、近年における社会的公正の問題を一段階詳しく理解しようとするものである。

第3節 新しい分析枠組みの考察（1）経済社会・市場経済社会における経済問題の配置図

図1に示す鳥瞰図では経済社会一般と市場経済社会を対象としている。ここではまず経済社会一般における基本的協力行動を、資源分配→労働分配→成果分配の三つからなるものととらえる。そして人間は資源分配行動では公正な資源の分配という意味での公正性を、労働分配行動では効率的な労働配置という意味での効率性を行動基準としているととらえる。成果分配行動は二つに分けられ、よって行動基準も二つある。まず協働者間においては働いた者の間でいかに分けるかという意味での公正性を、次に生産者から協働に加われなかった生産不能者への分配行動（再分配行動）においては慈恵性を、それぞれその行動基準としているととらえる。このようにここでは公正性、効率性、慈恵性が協力行動の三つの場面でそれぞれの行動がそれに沿って行われるという意味での行動基準となる。

18) 二つの図は次のサイトにも掲載している。

鳥瞰図：<http://ds0.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~ht/JEPA2015birdseyeview150217.pdf>

構造・循環図：<http://ds0.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~ht/JEPA2015structurecirculation150217.pdf>

以下、これら三つの行動基準の中身を見よう。まず上のように問題場面を設定したことから、これら三つは次のように定義できる。公正性とは、経済的場面において、ある財の分配をめぐる当事者間で「自分の取り分をできるだけ多くしたい」という私益追求動機に基づく対立があるとき、それを裁定するルールとして各人が合意して受け入れる基準を意味する。効率性とは単に労働生産性の向上を意味する。ここでは協働者全員が成果分配において孤立生産時より多くを得る・受け取ることを期待して、生産場面で協働作業がより高い生産性を発揮することを目指す。慈恵性とは、各人がある財を協働の成果を公正に分配する等の結果として正当に獲得・所有している状態において、利他的な動機によってその財の一部を困窮している他者に譲渡しようとする性向を指す。したがってここでは慈恵性は自分より裕福ではなく困っている他者に対して生じる感情と定義する。なお、利他心は慈恵性よりも譲渡の対象者が広い、自分より困っていない人にも与えようとする感情も含むものとする。

協働生産においては、現代の民主的な市民社会のように各人が自由かつ平等な状態にある社会においては、各人はそれぞれの所有する土地、資金、労働という生産要素を自発的に提供し、その提供行為に対して生産成果を受け取っている。このようにそこでは土地の所有は各人の最終目的である消費財の分配・受け取りのための重要な手段となることから、そもそもそれらをどのように分配し所有するかが重要な問題となる。こうした、土地をはじめとする自然資源の分配が（自然）資源分配行動であり、そこで各人が受け入れる分配方法がそこでの分配ルールとなる。

次に協働行動が終わった後の生産成果の分配は上でふれたように第一に協働者間の分配として行われ、次に第二に協働者として分け前を受け取った者から協働労働に加われなかった者への分配として行われる。

協働者間における分配では各人はまず自己の提供要素に応じて協働の生産成果からできるだけ多くの分け前を得ようと望む。市民社会以前の封建社会では協働労働に加わらない武力保有集団もこの分け前にあなかった。かつて

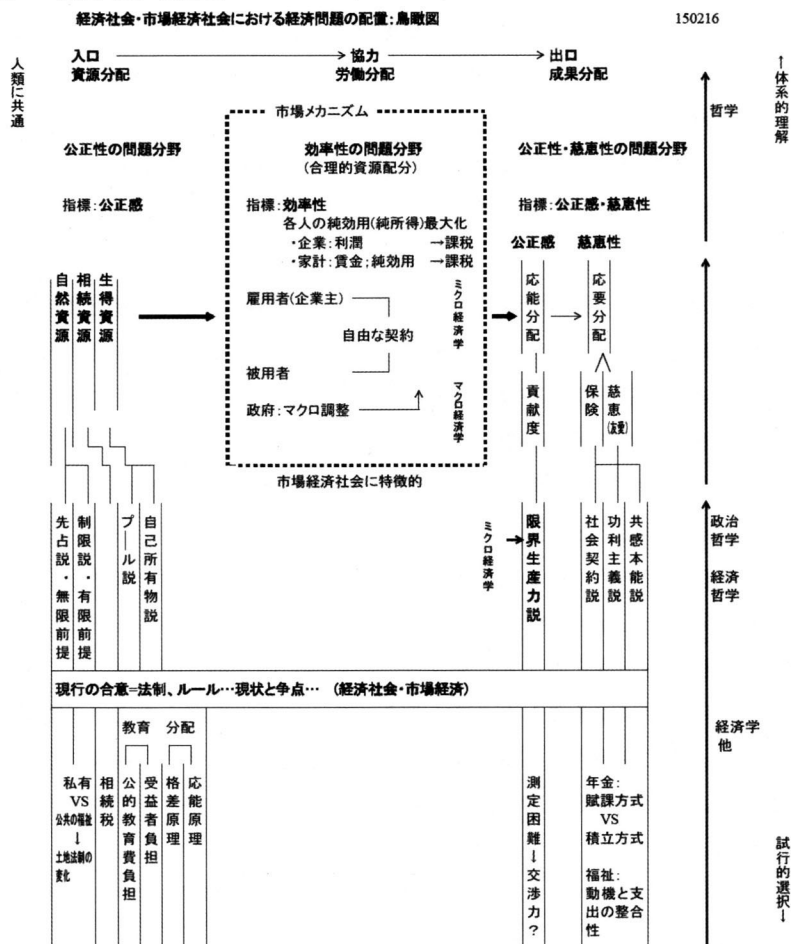
領主が領民の安全を確保することは生産活動における一つの間接的な貢献として、成果の取り分の根拠となりえた。しかしこの社会成員の領土を他集団から守るという役割は現在では民主的に選ばれた政府の業務となり、私人間でのこの根拠はなくなった¹⁹⁾。こうした間接的貢献を除いたとき、そこでは土地、資金、労働のどの提供要素に対してどれだけの成果を分け与えるかという分配基準、ルールが必要となる。その意味で協働者間の分配は公正性の分野の問題となる。その際、各人の取り分を決める大原則は平等な社会構成員からなる社会においては各人の提供要素の貢献度以外にはない。したがってこの貢献度を各要素についてどのように測るかが重要な問題となる。(労働の貢献度に関しては3. 2で詳しく考察する。)

生産要素を提供し、生産成果を得た者から生産要素を提供できなかった者への分配においては、当然、貢献度という基準は使われない。そこで基準となるのは贈与者の慈恵性、すなわち自分より恵まれない人に対して何らかの援助をしたいという動機である。したがってこの場面での成果分配は慈恵性の分野の問題となる。家族、近縁血縁者といった血縁関係による集団内では慈恵性は非常に強い場合が通常である。ところで、現在では多くの国の中で血縁関係を越えた国民全体を対象とした社会的扶助の制度がつくられ機能している。その動機には保険動機としての自愛動機とともに、自分より困っている他者を助けたいという慈恵の動機も含まれていると考えられる。ところである制度の妥当性はその制度の下で実際に行われる行為がその動機にどれだけ対応しているかによって判断されるべきと考えられるから、ある社会的扶助の制度の妥当性を考えるためには、慈恵性という再分配の動機そのものの中身を明らかにすることが必要となる。それは血縁を越えた広い人間集団内でどのように作用しているのか、そして現行の諸制度はその動機に整合したものであるのかがそこでの問題となる。この点に関しては3. 3で詳しく考察する。

19) 暴力団が資金源の一つとする「みかじめ料」は、守る行為の強制とそれへの強制的謝礼という形の、現代の私的場面に非合法的に残っているゆがんだ形での生産と報酬という関係の一例と言えよう。

以上の三つの行動基準の定義と若干の考察を前提として、次に自然資源と成果分配における公正性と、成果分配における慈恵性に焦点を絞り、その問題状況を詳しく検討しよう。なおここで効率性を除くのは、それが公正性と慈恵性の問題とは異なり、すでに生産性の上昇という意味でその基準の内容が十分明確になっているからである。

図1 経済問題の鳥瞰図



(出所：筆者作成)

(補足説明) 上の図では、人間の経済活動に関する認識が上から下へと段階的に概括的なものから具体的なもの(法制, ルール)へと変化してゆくものにとらえられている。これによればわれわれが最終的に目指すのは最下段の「現行の合意=法制, ルール」である。すべての社会ではこの部分が何らかの形で具体的に決められていなければならない、それがなければ協力関係は、したがって社会そのものが成立しえない。したがって社会が安定的に運営されていくためには、この部分における法制, ルールが社会構成員のほぼ全員が納得し、合意できるものとして取りきめられていることが必要である。本稿はこうした問題場面の全体像と、若干の具体的な法制, ルールの中身についての考察を試みている。

3. 1 自然資源の分配行動について

自然資源は人間が生きていく上で不可欠であるがしかしその量は有限である。それゆえその分配・所有をめぐる争いが起こりうる。現在、世界ではほぼすべての自然資源が、私有か公有かを問わず、誰かの所有物として分配し尽くされている²⁰⁾。そしてその分配・所有状態は、それが相続か売買か譲渡によって生まれたものならば正当な所有とされ法的に保護されている。しかし、一見問題がないように見えるこのような分配状況は、根源的な所有根拠の点で問題ををはらむ不安定な状態である。それは、現時点のどのような所有状況もその根拠をさかのぼると、結局、先占という行為にたどりつかざるをえないからである。一般に財に対する所有権の根拠として最も強い説得力をもつものは、当事者がその財を作り出したこと、あるいは作り出したものと交換したこと、あるいはそれを譲渡したということであろう。しかし自然資源は人間が作り出したものではないのでその出発点においてはこれらの根拠は使うことができない。それゆえ人間の前に「すでにあるもの」にたいする所有根拠はそれを先に占有したという事実以外にはありえない。当初土

20) 日本では国公有地が全体の3割ほどで残りが私有地である。国土面積3700万ヘクタール中、国有地は756万ha、都道府県有地は104万ha、市町村有地は202万haである。(出所、国土庁：<http://tochi.mlit.go.jp/wp-content/uploads/2011/03/H192-02-03syusei.pdf>。)

地が人口に比して広大にあった時代にはこうした根拠づけは比較的容易に受け入れられたであろう。誰かがある土地を先に占有しても、他の者はそれより遠方に行くという努力さえ払えば新たな土地を見つけることができたであろうからである。しかし人口が増え、占有される土地が増えるにつれて残された土地は減り、先行者と後続者の間で対立が生まれる。人口が増え、地球上の土地が分割し尽くされると、先占に代わる新たな分配根拠が必要とならざるをえない²¹⁾。過去においてはごく例外的に先占以外のルールが適用された地域、時代があった。1940年代後半、第二次戦終戦後における日本の農地改革・農地再分配、1970年代から長く行われたフィリピンの農地改革・農地再分配はその例である²²⁾。が、こうした一時的なものを除けば、先占に代わる新しい分配ルールはまだ登場せず、それゆえ現行の自然資源の所有・分配状況は実は不安定な状態にあると言えよう。

先占に代わる新たな分配ルールの探求は、まず各人が自然資源に対して平等な所有権をもつことを認めることから出発する以外にないであろう。これが合意されれば各人は、地球上の土地をはじめとする自然資源に対し、その総量をその時点の人口で割った量に対する均等な所有権を持つことに合意するであろう。これが原則として採用された場合は、次の課題としてこの権利を各人にどのような形で具体的に保障していくかが次の問題となる²³⁾。そこではたとえば各国単位でそれを行うのか、それともすべての国々を同時に対象として行うのか、といったことが問題となろう。しかし、そのためにもまず、自然資源の分配に関してはこうした現行の先占のルールに代わる新しいルールが必要となっていることに対する理解と合意が現在求められているこ

21) WWI, WWIIは当時の帝国主義的な先進工業化諸国による、植民地という形を取った先占者と後続者の間の土地再分割の行動という側面を持っていたと言えよう。

22) フィリピンの農地再部内の最近の状況についてはベロー(2014)を参照のこと。

23) このような権利を認めることは人間と自然の関係を上のように考える立場に立てば難しいことではないと考えられるが、たとえばイスラエルの中東の一地域に対する所有権の主張の根拠のように、それが「神の示したものだから」として自らが信じる神の意思という人間を超越した存在の「意思」をそこの議論に加えるならば、これと異なる神、または異なる神の意思を信じる人との間では合意形成は非常に難しくなる。

とであると考えられる。

さて、自然資源の分配の後、各人はそれを生産活動に対する提供要素の一つとして使うことができる。こうして各人は生産の場面に移り、そこで協力活動を行う。そこでの行動基準は先述のように協業成果の最大化という意味での効率性、すなわち同等の土地・労働・貨幣が生みだしうる生産成果の最大化である。これは目標が明確であり協働を行う民間企業や行政組織等がそれぞれ工夫して実行することであるから、ここで社会的公正の問題として考えるべきことはない。そこで次に労働成果の分配場面に移り、そこに登場する問題である公正性と慈恵性の問題を検討しよう。

3. 2 労働成果の分配行動について・・・慈恵的な分配²⁴⁾

本節の冒頭でもふれたように人間は歴史上、多くの場合に、労働できない弱者に対しても消費財を分配し、彼らの生存を支えてきた。この行動は社会的協力行動の一つとして広く見られるものであり、これを本稿では成果分配の第2の場面と位置付けた。そしてこの譲与・扶助の行動は人間の協力行動の地理的の広がりとともに規模を拡大し、現在では多くの国で国民全体を対象とした社会的制度として行われている。そこでは血縁関係に関わらず、労働能力のある者からない者へ生活するための財を分け与えることが広く行われている²⁵⁾。

ところで労働成果の分配の第1の場面における行動基準は貢献度であった。ではこの第2の場面の行動は何を基準に行われているか。それは自己が援助を必要とする場合を想定した保険的動機としての利己的動機と、純粋に他者を助けたいという利他的動機の二つと考えられる。前者に関しては、現

24) 労働成果の分配行動としての賃金分配とそこにおける公正性の問題については、限界生産力説に焦点を当て、次稿で考察する。

25) たとえばそれは日本においては日本国憲法第25条によって弱者の生存確保が国民の権利として規定されて以降、この目的のために社会保障の諸制度が整備され発展してきた事実を示されている。

在労働ができる状態にある者でも、いつそれができなくなるかもしれないという危険がある。弱者を助ける制度を作っておくことで自分がその立場になったときに備えるという行動は保険的動機によっている。他方後者については、人間は一般に、自らの消費行動から満足を得るのみならず、同類としての人間の困窮者にこうした財・生存の機会を分かち与えることから満足を得る性質がある、すなわち共栄することからも満足を得るという性質があると考えられる。ある非常に大きな富を持つ者がいたとして、その人は自己の生存中も、近い将来の子孫の生存中も、その富があれば何の心配もなく生きることができるでしょう。その時その人は相互に助け合うための社会保険制度を必要とは思わないであろう。しかしそれでもおそらくこうした富裕者の多くは弱者を助ける制度に賛成し、それを支えようとするであろう。ここにも見られる人間の性質としての慈恵性が他者への分かち合いの行動の一つの動機であり、この動機が現在まで発展してきた社会保障制度を支える動機の一つとなっていると言えよう。とするならば、現行の社会保障制度を適切なものとして維持、改善するためには、制度と動機との整合性が、したがってまたその動機そのものの十分な検討が必要となろう²⁶⁾。

以上で、人間社会一般と、市場経済社会の基本的な構成要素、行動基準となっていると考えられる効率性・公正性・慈恵性について概観した。以下第4節では、現代の市場経済社会におけるこうした構成要素、行動基準が現代社会の構造と循環の中でどのように存在し、位置付けられるかを見る。ただしこの考察もまた社会的公正の問題の分析枠組みという次元でのそれにとどまる。公正な資源分配と、公正な、また慈恵的な成果分配に関わる具体的な問題（図1の下部、現行の合意をめぐる諸問題の検討）の考察は別稿の課題となる。

26) 行動経済学の中で始まっている人間の行動において利他心altruismの果たす役割いかんといった実験的研究はこの動機の解明に役立つかもしれない（Fehr and Schmidt (2006) 参照）。

第4節 新しい分析枠組みの考察（2）現代市場経済社会の構造・循環図

社会的公正の問題を把握するための現代市場経済社会の構造は図5のようにとらえることができよう。この図は大まかには日米欧等のほぼ1980年代以降の先進工業化諸国一般を対象としているが、若干の細部（労働者の正規と非正規への二極化を表わす部分など）ではとくに日本社会に強い特徴も書き加えている。ここでは前節で見たように公正性の問題は自然資源と生産物の分配場面（外側第一階段と三階部分）に、慈恵性の問題は生産物の再分配の場面（一、二階部分）に存在するととらえている。また教育の分配もここでは自然資源の分配の問題の一つとして位置付けている。以下ではこの見取り図に沿って社会的公正の、すなわち公正性と慈恵性にかかわる問題場面が社会構造と循環の中にどのように位置づけられるかを見ていく。

4. 1 各構成部分の目的と機能

まず、各構成部分の目的・機能を概観しよう。ここでは社会を一つの家になぞらえている。それは地下3階、地上3階からなっている。地下3階目の部分は政治の場面である。これはこの家＝社会の構造すべてを決定するところである。現代ではほとんどの国ではここは民主制の仕組みをとっている。地下2階目は国家の空間的領域を指す。地下1階目はその領域内の国土の国民間における分配状況とその分配ルールを示す。ここでは時に私有地の範囲と分配ルールが大きな問題となる。たとえば先述の1940年代後半の日本における農地再分配、1970～80年代におけるフィリピンのそれ、さらに1980年代末から90年代初頭にかけての日本における土地基本法と土地保有税（地価税）などによる土地の私有制限強化の動きはその例である²⁷⁾。

こうした、自然資源の、特に土地の公私区分と私的部分内の分配ルール・分配結果の上に、同社会における個々人の生活循環が行われる。1階の左側には自然と教育という外付けの階段が二つ付いている。ここで土地、資産、能力を「自然」と区分しているのは、親の所有する自然資源、動産、そして

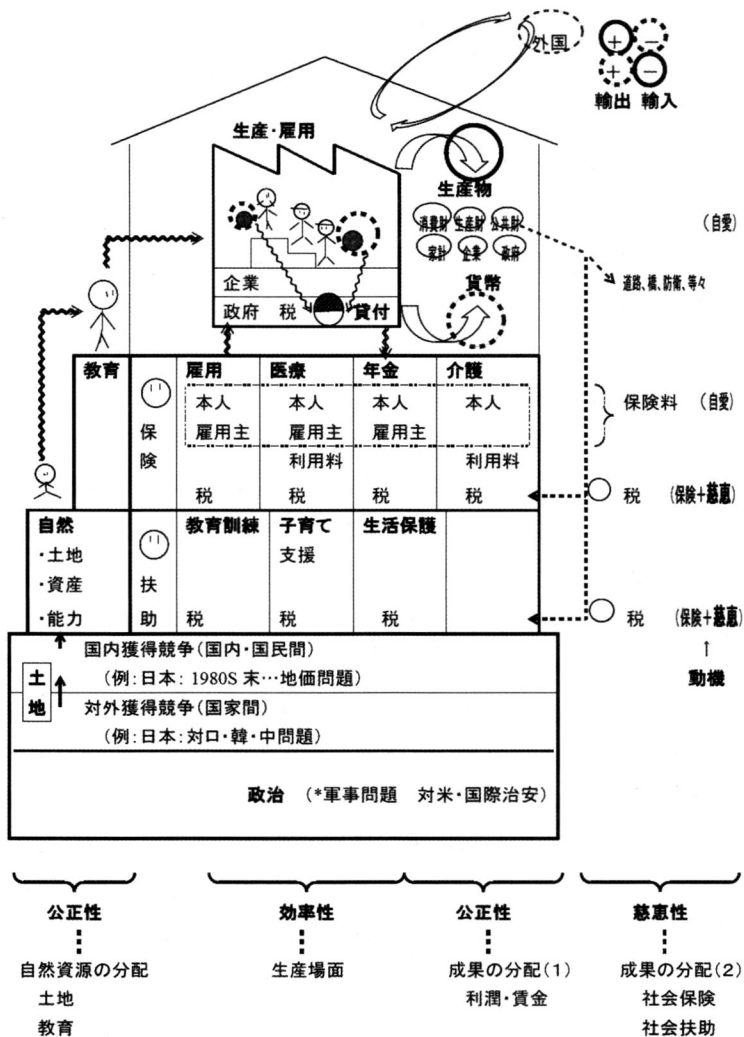
27) 塚田 (2009), 第4章 (土地基本法, 土地保有税), 第7章 (フィリピンの農地改革) 参照。

図5 現代経済社会の構造・循環図

市場経済社会の構造・循環図 Structure and Circulation in Market Economy Society

150216

(循環：人間、生産物、貨幣。21世紀初めの日本社会を想定。)



(出所：筆者作成)

肉体的な能力は、各人が生まれたときすでに外的与件として相続することから、これらはその人にとっての外的自然資源であるという意味である。これらの部分は生まれながらに各人の外部から与えられる人生の最初の機会であり、そこには大きな差が存在することが多い。この差をどう扱うか、たとえば相続税率をどうするかは各国によって、また時代によって異なることから、これらは当該社会の文化的背景の違い、またその変化によって大きく影響を受けることが推測される。

誕生と相続の後、教育の部分がそれに続く。ここで教育は家庭教育と学校教育を指す。家庭教育は親の資産と能力に応じて行われる。親の資産は学校教育でも、学費負担（特に日本では高等教育における公私の差）の場面に現れるように、現状では相当程度の影響力を持つ。両場面での教育の効果は当事者である子どもの意欲、努力によっても異なりうるが、この子供の努力する意欲は親からの遺伝によるものと親以外からの影響によるものの二つからなる。

教育場面が終わると、この子供は成人となり家本体の3階部分に入る。ここは生産の場面であり、そこでは雇用の機会が大きな意味を持つ。そこでは私企業と政府が生産・雇用の二大主体である。生産場面における三人の図はそれぞれ、日本の近年の特徴として、雇用主、正規労働者、非正規労働者という三種類の人間集団を表わしている。そこに示される階段は労働条件をめぐる市場における交渉力の違いを表わしている。ここでの生産活動は私的な消費財と生産財、また公共財を市場に提供する。それは同時に生産の当事者に提供した生産要素に応じて賃金等の貨幣所得を与える。この貨幣所得が市場で生産された財の購入に向かい、そこでの集計された需給一致の程度が企業、政府の収支を決め、次期の生産・雇用に大きく影響する。

2階は社会保険の場面である。その内容は国によって少しずつ異なるが、日本の場合それは主として雇用、医療、年金、介護の四つからなっており、保険料と税によって、また医療と介護はこれに個人負担分を加えて運営される。社会保険という制度・行動形態を生みだした動機には、前述のように、

利己的・自愛的動機と、利他的・慈恵的動機がある。なお民間保険は私的な行動の場面であるから、ここでは私的な消費活動として扱う。

1階は社会的扶助の場面である。これは2階と同様に、困窮者に対する支援行動であるが、2階と異なり保険料ではなくすべて税で賄われる。ここも上と同様に二種類の動機によって支えられている。このように2階と1階はともに困窮状態にある者を支える仕組みであるが、財源に保険料が含まれるか否かに違いがある。

4. 2 二つの行動動機と三つの基準

上で2, 3階場面の動機に触れた。先に三つの行動基準について見たが、ここで行動基準と行動動機について整理しておこう。行動動機はすべての行動を生み出す基本的な動力であり、行動基準は行動動機から発した各種の行動が各場面において具体的に目指す目標である。先に人間は生産と分配の活動の中で公正性、効率性、慈恵性という行動基準に沿って行動すると述べたが、そのとき、生産と分配行動それ自体を生み出す根源がここでいう行動動機である。人間の行動動機は利己的動機と利他的動機の二つに分けられる。図5の構造全体を行動動機の視点から見ると、外付け階段の1階の相続行動は子に自然資源と他の二つの資源を相続させたいという親の利己的動機に基づく。外付け2階の教育部分も同様である。(教育をそれを受ける子どもから見た場合、子供自身もその教育=学習行動それ自体から得る満足とその結果としての将来の所得増加に対する期待するという利己的動機をもって教育活動が行われる側面があるが、ここではこの活動費用を負担する人の行動動機に注目している。) 3階の生産活動は社会的協業と分業を想定しているが、これはそれによって、成人した人間が消費対象となる生産物を各人の孤立生産時の合計よりも多く得たいという期待、すなわち利己的動機・自愛的動機に基づく。2階の社会保険と1階の社会扶助は前述のように自愛的動機と慈恵的動機の二つに基づいている。

図6：行動動機（利己心・利他心）と行動基準（公正性・効率性・慈恵性）

	行動動機：利己的動機		行動動機：利他的動機	
	他者との協力関係の中で発現		他者との協力関係の中で発現	
	発現形態	問題となる協力場面	発現形態	問題となる協力場面
行動基準	公正性	自然資源の分配 生産成果の分配	慈恵性	生産成果の分配
	効率性	生産性の上昇	効率性	生産性の上昇

(出所：筆者作成)

これら三つの行動基準と行動動機の関連は次のように整理できる（図6参照）。まず前述のように人間の行動動機は大別して利己的動機と利他的動機に分けられる。慈恵性は利他的動機の一つであるが自分より裕福ではなく、困っている他者に対して生じる感情であり、利他心はそれ以外の人に対する譲渡感情も含むと考えられる。次に公正性についてみると、まず誰もが生存のためには消費財の生産とその獲得が必要である。その消費財はその生産手段の一部としての自然資源という生産要素を多く所有するほど多く得られるので、それをできるだけ多く得たいと考える。また、協働による生産においては、各人はその全体の成果から自己の取り分をできるだけ多く得たいと考える。このようにしてこの生産の場面でこれら二つをできるだけ多く得たいと望む気持ちは利己的動機から生まれる。しかし、第2節で見たようにその動機をそのまま主張するだけでは自然資源、生産物の分配のいずれの場面においても衝突のみが生じ、協力行動が不可能になる。そこで当事者たちはその衝突を裁定することができる分配ルールを求める。この行為、すなわちあるルールを求め、あるものが合意されればそれに従おうとすることが公正性である。先述のように市民社会ではこの分配ルールは、提供された生産要素の貢献度に応じた分配というルールが合意されており、労働、土地、貨幣のそれぞれに対して市場機構を通じて賃金、地代、利子が支払われている。ただし、賃金については、前述したとおり、現状ではそれは「企業家に特有の複眼的視点に基づく限界生産物としての賃金」として生じやすく、それは市

民社会の基本的合意としての貢献度に応じた分配という原則を必ずしも正しく反映するとは限らないという問題点がある。

第5節 結論

格差はどこまで許されるのかという問題に対し解答を与えるものが社会的公正であると言えようが、これに答えることは容易ではない。J.ロールズは現代社会を念頭に無知のヴェールを重要な構成要素としてこれに答えようとしたが、問題場面に二つの基礎的安心装置という歴史的的条件を入れるならば、この問題は無知のヴェールを離れ、現実の各人の利害状況を認識した上での合意形成という問題に移行するであろう。これを現代的な公正としての正義の方法と呼ぶことができよう。

現代の社会的公正の問題を考える方法として、二つの分析の枠組みを想定しうる。一つは経済社会・市場経済社会を鳥瞰的にとらえた経済問題の配置図の中で公正の問題を位置づける分析枠組みであり、もう一つはこの枠組みに依拠しつつ、現代の市場経済社会の構造図の中で各人の生活循環を理解し、この中に公正の問題を位置づける分析枠組みである。

鳥瞰図によれば、経済問題は、一般的に、自然資源の分配問題、協働場面での生産問題、成果の分配問題の三つに分けられる。これらの問題はそれぞれの場面において自然資源分配の公正性、生産の効率性、そして成果分配の公正性・慈恵性という三つの行動基準の問題として解決されるべきである。

自然資源の分配における公正性はこれまで先占のルールがこれに対応してきたが、人口増加とともにそこに内在する前世代と後世代の衝突の問題の解決が強く求められるに至っており、その解決の方向としては利用権の平等分配が考えられよう。

生産成果の協働者間における分配の公正性は、ここ2、3百年ほどは多くの国で市場経済の仕組み、すなわち市場機構における価格づけによって対応されてきた。そこでは提供された労働に対する成果分配の公正性は市場経済の仕組みを通した限界生産力による価格決定によって適切に対応されると考

えられてきたが、それは企業家側の特殊な複眼的視点に基づくものであり、労働の貢献度と一致しない可能性がある。またこの可能性は企業家相互の競争の圧力と、労働者の交渉力の基本的な弱さゆえに、現実化されている可能性が高い。これを是正するためには、貢献度に応じた賃金を実現できるレベルまで労使の交渉力を市場経済の外の力で、すなわち社会的（政治的）な力によって調節する必要がある。たとえばこの点での労働組合活動の効果と社会保障制度の効果がたえず検証されねばならない。

次に成果再分配においてはその行動基準としての慈恵性と社会保障制度との整合性がたえず確認、検証されねばならない。またそのためにはまず慈恵性それ自体の内実がより明らかにされる必要がある。

構造・循環図によれば、各社会構成員にとって、現代の市場経済社会は、政治場面、自然資源分配場面、その具体的内容としての相続と教育の場面、協働場面、成果分配・再分配場面、その具体的内容としての社会保険と社会扶助の場面からなる全体構造・循環から構成されていると考えられる。

また、人間の行動動機は利己的と利他的の二つがあるが、これらは上の三つの行動動機のさらに根底にあり、上のそれぞれの社会的構造・循環場面において、利己的動機は公正性と効率性という行動基準の形をとり、利他的動機は慈恵性と効率性という行動基準の形をとって現出すると考えられる。

以上、本稿では、現時点における先進工業化・民主制の諸国の社会的公正の問題を考察するための一つの試みとして、ロールズの分析枠組みの批判的検討と、新たな分析枠組みの考察を行った。以上の考察の正しさをさらに具体的な問題分析を通じて検証し、そしてそれを政策提言に結び付けていくことが残された課題となる。

参考文献

- Aristotle, *Nicomachean Ethics*, 350 B.C.E., translated by W. D. Ross,
<http://classics.mit.edu/Aristotle/nicomachaen.1.i.html> (Viewed on 2015.2. 27)
- Bello, Walden (2014), "How Liberal Democracy Promotes Inequality", *Foreign Policy in Focus*, December 5, 2015, <http://fpif.org/liberal-democracy-promotes-inequality/>. 邦訳、池田真理訳「支配のシステム—自由主義的民主主義が不平等を拡大する」、『世界』2015年3月号, pp.88-93。
- Bentham, Jeremy (1789), *A Fragment on Government and an Introduction to the Principles of Morals and Legislation*, Blackwell's Political Text, Oxford, 1948. 邦訳「道德及び立法の諸原理序説」山下重一訳、『世界の名著』関嘉彦責任編集, 中央公論社, 1967年。
- Bumas, Lester O. (2015) *Intermediate Microeconomics: Neoclassical and Factually-oriented Models: Neoclassical and Factually-oriented Models*, Kindle ed. Routledge.
- Clark, J. B. (1899) *The Distribution of Wealth*, The Macmillan Company. (Online library of liberty, <http://oll.libertyfund.org/titles/329>. 林要訳『分配論』1924年, 岩波書店。
- Fehr, Ernt and Schmidt, Klaus M. (2006), 'Chapter 8 The Economics of Fairness, Reciprocity and Altruism - Experimental evidence and new theories', in *Handbooks in Economics 23 HANDBOOK OF THE ECONOMICS OF GIVING, ALTRUISM AND RECIPROCITY*. Edit by Serge-Christophe Kolm, Jean Mercier Ythier, Elsevier B.V.
- Lyon, Leverett S. et. al. (1935) *The National Recovery Administration*, The Brookings Institution.
- Rawls, John (1999), *A Theory of Justice*. Harvard University Press.
- (1993), *Political Liberalism*. Columbia University Press.
- 加藤寛孝 (1994) 「自由経済社会の倫理的基礎」, 創価大学『比較文化研究』第11巻, 1994年3月。)。
- (1995) 「自由経済社会の倫理的基礎—スミスとハイエクに即して」, 日本経済政策学会『日本の社会経済システム (続)』1995, 勁草書房
- 塩野谷祐一 (1980) 「政策基準としての効率と公正」, 日本経済政策学会『効率と公正の経

済政策1980』。勁草書房。

Tsukada, Hiroto (2002), *Economic Globalization and the Citizens' Welfare State*. Ashgate.

塚田広人 (2009), 『社会システムとしての市場経済』 第二版。成文堂。

——— (2012), 「社会システムと格差問題」, 横田伸子・塚田広人編著『東アジアの格差社会』 所収。御茶ノ水書房。

——— (2013), 「功利主義原理と社会契約原理の有効性について—社会の必要性に応じた原理の使い分けの問題—」, 山口大学経済学会『山口経済学雑誌』 第62巻第2・3号。